

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分の地方消費税収については、その用途を明確化し、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされています。
令和5年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

令和6年3月28日

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 82,500 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 595,259 千円

(単位:千円)

事業名		令和6年度 予算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	387,791	24,375	363,416	228,109	4,700	1	130,606	18,101
	老人福祉費	541,723	103,104	438,619	30,448	0	16,491	391,680	54,285
	児童福祉費	169,588	24,519	145,069	70,773	11,600	15,845	46,851	6,493
	小計	1,099,102	151,998	947,104	329,330	16,300	32,337	569,137	78,879
衛生費	保健衛生費	82,283	44,573	37,710	3,198	0	8,390	26,122	3,621
	小計	82,283	44,573	37,710	3,198	0	8,390	26,122	3,621
合計		1,181,385	196,571	984,814	332,528	16,300	40,727	595,259	82,500

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。